

亀山市告示第168号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年10月14日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11225
- 3 路線名 能褒野54号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 能褒野町字能褒野73番8地先
 - (2) 終点 能褒野町字能褒野73番36地先
- 5 供用開始の期日 令和7年10月14日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21894
- 3 路線名 田村24号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 田村町字西谷6番13地先
 - (2) 終点 田村町字西谷6番51地先
- 5 供用開始の期日 令和7年10月14日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21969
- 3 路線名 田村29号線

4 道路の区間

(1) 起点 田村町字西谷 2 2 番 1 1 地先

(2) 終点 田村町字西谷 6 番 6 5 地先

5 供用開始の期日 令和 7 年 1 0 月 1 4 日

第 4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2 1 9 7 0

3 路線名 田村 3 0 号線

4 道路の区間

(1) 起点 田村町字西谷 6 番 6 3 地先

(2) 終点 田村町字西谷 6 番 5 8 地先

5 供用開始の期日 令和 7 年 1 0 月 1 4 日